

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年9月21日 12時00分ごろ
発生場所	青森県中泊町小泊岬西南西方沖 小泊岬南灯台から真方位245° 8.8海里付近 (概位 北緯41° 03.8′ 東経140° 04.4′)
インシデントの概要	プレジャーボート <sup>かいほう</sup> 海邦丸は、発進しようとした際、動力を推進器に伝えることができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年10月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 海邦丸、2.0トン 244-14633青森、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力59kW、回転数毎分3,000、4気筒、使用燃料軽油、平成6年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、青森県中泊町下前漁港を出港して釣り場に到着した後、主機を中立にして漂泊し、釣りを行っていたが、釣り場を移動しようとクラッチレバーを操作したところ、クラッチが入らずに主機の前後進の操作ができなくなった。 本船は、船長が本インシデントの発生を海上保安庁に通報し、来援した日本水難救済会に所属する船舶にえい航され下前漁港に帰港した。
分析	本船は、主機の動力伝達装置等に異状が生じたことから、クラッチが入らなくなり、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報を得られなかったため、運航不能に至った経緯を明らかにすることができなかった。
原因	本インシデントは、本船が、主機の動力伝達装置等に異状が生じたため、クラッチが入らなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、クラッチの動作状況を定期的に確認し、少しでも違和感や繋がりがづらい等の不具合を認めた際は、業者に点検や修理を依頼すること。